

## 原著論文

# 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

## Structure and Implementation of the Central Library System in Japan

松 本 直 樹

*Naoki MATSUMOTO*

### *Résumé*

**Purpose:** In 1933, the Central Library System (CLS) was established by amendment of the Library Ordinance and it had been valid until 1950. After World War II, CLS was criticized mainly as it served as an introduction to Proper Guidance of Thought. However, the details of CLS have not been fully clarified. In this research, I examine (1) the regulations concerning the CLS and its implementation system, (2) the level of implementation of the programs by CLS, and (3) the relationship between CLS and censorship of ideas and Proper Guidance of Thought.

**Methods:** A literature survey was adopted for the research, and the main documents used were surveys conducted by the Ministry of Education and the Central Library General Association, the bulletin of central libraries, and the history of prefectural libraries.

**Results:** This research demonstrates that (1a) the management power of public libraries was delegated from the central government, (1b) the enforcement of law and regulations were weak and inadequate, (1c) an administrative system that detours the local minister was established, and (1d) financial aid was insufficient; (2) Many central libraries had already implemented many of the programs that were later introduced under the CLS. Thus, the impact of the establishment of the CLS was limited; and (3) the CLS was involved with censorship to a certain degree while its involvement was indirect and passive. CLS was also involved in the Proper Guidance of Thought.

---

松本直樹：慶應義塾大学文学部, 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

Naoki MATSUMOTO: Keio University Faculty of Letters, 2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345,  
Japan

e-mail: matsumoton@keio.jp

受付日：2018年8月1日 改訂稿受付日：2018年10月31日 受理日：2018年11月13日

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

- I. はじめに
- II. 先行文献
  - A. 中央図書館制度成立と戦前の関連文献
  - B. 戦後の中央図書館に関わる文献
- III. 分析の視点と調査方法・文献
  - A. 分析の視点と調査方法
  - B. 調査対象文献
- IV. 中央図書館制度の制度的構造
  - A. 公立図書館の行政
  - B. 中央図書館制度に関わる事務
  - C. 文化統制・思想善導に関わる事業
  - D. 実施状況の調査内容
- V. 中央図書館制度に関わる事業の実施状況
  - A. 中央図書館の指定等
  - B. 図書館令施行規則第七条の事項の実施
  - C. 管内図書館の事務の観察
  - D. 文化統制・思想善導に関わる事務の実施状況
  - E. 非指定県の取り組み
- VI. 考察
  - A. 制度的構造について
  - B. 実施状況について
  - C. 文化統制・思想善導への関与について
- VII. おわりに

### I. はじめに

1933年に改正された図書館令によりいわゆる中央図書館制度が創設された。図書館令では、地方長官は管内図書館を指導し連絡統一を図らせるため、文部大臣の許可を受けて管内の1館を中央図書館として指定すべきことが規定された。また、公立図書館職員令では中央図書館の館長は管内図書館の事務観察を行うことが規定された。

中央図書館制度は、戦後における図書館法制定の際および同法改正運動の際、制度化が検討された。例えば、図書館法制定に向けて文部省により委嘱された委員会がまとめた「図書館法規に規定るべき事項」（昭和21年6月25日付）は以下の案を検討している。これは“キーニー氏の忠言を受けつつ”<sup>1)</sup>[p. 113] 原案を作ったとあるように民間情報局（以下、CIE）も関わった。

図書館組織に関する事項三　都道府県をして一定標準に據る中央図書館を設置せしめ国立中央図書館との協力により組織的図書館運営の実現を期すること<sup>1)</sup>[p. 113]

その後も1970年代の社会教育法改正論議の際、さらには1980年代前半の図書館振興法検討の際、中央図書館制度に類似した制度が検討された。しかし、実現に至らなかった。このように制度化されなかつたのは、大図書館中心主義であること、思想善導を支えた制度的基盤であったこと、等の批判がその要因と考えられる<sup>2)</sup>。また、CIEは、図書館の事務が地方自治体教育委員会所管となったことを挙げている<sup>1)</sup>[p. 333]。しかし、こうした批判・意見があるにもかかわらず、中央図書館制度に関わる制度の詳細や事業の実施状況は十分明らかになっていない。

本研究では、中央図書館制度について、主に制度の構造や実施状況を中心に、当時の文献及び戦後書かれた文献から明らかにしていく。なお、本研究では主に戦前の公立図書館を対象に検討を行う。

## II. 先行文献

本章では、中央図書館制度の成立及びその評価について、戦前の文献を用いて整理する。併せて戦後、執筆された文献のレビューを行う。

### A. 中央図書館制度成立と戦前の関連文献

中央図書館制度の淵源はいくつか考えられるが、1926年の文部省開催全国図書館長会議が一つの契機と考えられる。これは、文部省が開催した初の全国的な図書館長会議であり、そこでは「図書館の普及発達を促すべき最も適切なる方法如何」が諮問された。結果、「北海道府県ニ一館以上ノ道府県立図書館ヲ設置セシメ管内市町村図書館ノ普及発達ノ中心タラシムルコト」<sup>3)</sup>との答申を得ている。1931年、全国道府県立図書館長会議が開催され「地方ニ於ケル中央図書館ノ職能如何」が諮問された。そこでは、中央図書館制度に引き継がれる事項が答申されるとともに、中央図書館長協会が設立された<sup>4)5)</sup>。

1932年、中央図書館長協会総会、同協議会が開催され中央図書館を要望する建議書が文部大臣に提出された<sup>5)</sup>。中央図書館の役割として、町村における図書館利用機会確保の指導、相互連絡の中心的機関になること、などが挙げられている。

この際、同時に、“中央図書館ノ協力ニツキ如何ナル事項ヲ実施スヘキカ”が今井貫一（大阪府立図書館長）等に附託され報告が可決された。そこでは郷土資料収集の便宜を相互に計ること、蔵書目録の交換、中央図書館蔵書中の重要図書の合同目録編纂、相互貸借、地方出版物の寄贈購入の便宜、図書館用品の共同購入を含む六項目が報告された<sup>5)[p. 195]</sup>。

1933年6月、図書館令が改正され、中央図書館制度が創設された。制度化に際して、懸案だった道府県立図書館の必置、国の財政措置等に係る事項は制度化されなかった。成人教育課長松尾長

造は改正図書館令中、中央図書館制度が最も注目に値すると述べている<sup>6)</sup>。そして、制度創設の意図として“管内の図書館の経営を指導誘掖し又其の連絡統制を図る”<sup>6)[p. 272]</sup>ことを挙げている。また、学校教育における視察制度を引きながら、図書館長の指導の重要性を指摘している。今井貫一<sup>7)</sup>、貞松修藏（静岡県立葵文庫長）<sup>8)</sup>は、新たな制度への期待を述べている。

思想善導の観点では、文部省社会教育局長の関屋龍吉が中央図書館により“小図書館の誘掖指導及び統制の上に大なる効果を将来することが出来よう”<sup>9)[p. 270]</sup>と松尾と同様、一般論を述べるにとどまる一方、帝国図書館長の松本喜一は“青年団等に属する私立図書館中には往々にして購入図書の選択を誤り、青年の教養上寒心に堪へざるが如きものも亦無きにしもあらず”“而も道府県中には之が指導機関を欠き全く放置せるにひとしきものもあつた”<sup>10)[p. 276]</sup>と述べているように思想善導的役割への期待を窺わせている。当時、社会教育局は思想善導に関わる施策推進を強く進めていたとはいえ<sup>11)</sup>、関屋の発言からは制度発足時、中央図書館制度の思想善導的役割については必ずしも明確な方針があったとはいえないとも読み取れる。

制度成立後、しばらくすると中央図書館制度を含む図書館の施策に対してより強い国家的介入を求める要望が図書館界から出されるようになる。例えば吉岡龍太郎（青森県立図書館）は以下のように述べ、図書館事業について国の強力な介入を求めている。

図書館事業の進展につき我々の意見と文部当局の意見とは一致せぬ。当局は図書館事業を自治的にせんとする傾あり、我々は國家が強制的にすることを望む。図書館事業が学校教育に比し劣れるは強制的ならざるによる<sup>12)[p. 424]</sup>。

また、柿沼介（満鉄大連図書館）は中央図書館の連絡統制機関は定められていないが帝国図書館だろうと述べ<sup>12)[p. 431]</sup>、その上で、帝国図書館

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

管理下に中央貸出図書館を設け、図書の貸借面で中央図書館の連絡統制にあたるべきだと主張した。1936年、小野則秋（同志社大学）は道府県を介した統制方法を改め、文部省を中心とした全国的統制を主張している<sup>13)</sup>。1938年の全国図書館大会では、専任図書館長の不在、施行細則制定の不徹底、施行令第七条の未実施など<sup>14)</sup> [p. 188-189]、各種問題が指摘されている。毛利宮彦（図書館事業研究会）はカリフォルニア州のカウンティ図書館を念頭に、中央図書館の下に「準中央図書館」を設ける案を提案している<sup>15)</sup>。

1940年になると、当時、日本図書館協会理事の中田邦造は、内閣を頂点とした図書館網を提起し、中央図書館については行政的権限の強化を求めた<sup>16)</sup>。また、長田富作（大阪府立図書館）は中央図書館制度を廃止し実体のある道府県立図書館を基盤にした制度に移行すべきことを主張した<sup>17)</sup>。このように制度創設後、比較的すぐに帝国図書館、文部省のさらなる関与や各種問題の指摘がなされるようになっている。

こうした制度改革への要望を受けて日本図書館協会は中田を中心に「図書館法改正運動」に取り組む。1943年、中田は、図書館の設置義務化、「大東亜共栄圏」を含む館種横断的な図書館網構築、などの必要性を指摘している<sup>18)</sup>。また、中央図書館長協会は、中央図書館令制定を求め、そこでは1道1都2府43県を5区に分け各々国立図書館局を設置すること、その中心的組織となる帝国図書館を拡充することなどを提言している<sup>19)</sup>。

以上、戦前の中央図書館をめぐる状況を確認してきたが、次に述べる戦後におけるこの制度に関わる論争と焦点が異なり、制度への異なる意図の存在、制度の不備、そして、その改善を国家的、集権的に進めようとする図書館界の要望が示されていたことが分かる。

### B. 戦後の中央図書館に関する文献

戦後、中央図書館制度は、まず図書館史の概説書で取り上げられている。この場合、多くは思想善導の役割から批判的に評価している<sup>20)</sup>。日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み』<sup>21)</sup>は、各

県の図書館史をまとめる中で中央図書館の取組みに言及している。各県の県立図書館史・県図書館史・県図書館協会史（以下「県図書館史」）も同様に中央図書館の活動に言及している。しかしこれらは中央図書館制度を断片的に扱っており、その全体像は整理されていない。関連資料の紹介として奥泉和久の文献がある<sup>22)</sup>。

次に、中央図書館制度に関する重要な見解を確認する。まず、文部省当局者の見解として重要なものは西崎恵のものである。西崎は“中央図書館制度の確立によって、わが国図書館活動は非常に活気づけられた”<sup>23)</sup> [p. 25] と肯定的に評価している。戦後、こうした肯定的評価は少ない。一方、清水正三は中央図書館制度を以下のように批判している。

中央図書館制度が、図書館令の中に示されているように、「指導」であり、「統一」であり、しかもその方向が図書館を国民の自己教育の機関としてではなく、「思想善導の強化」であったことは、以上の点からも疑うべくもない<sup>24)</sup> [p. 44]。

清水の文献に見られるように、戦後、中央図書館制度は特に文化統制や思想善導と結びつけて論じられた<sup>25)</sup>。是枝英子も中央図書館制度は“図書館の自由を圧殺し、思想動員の道具と化したのである”と書いている<sup>26)</sup> [p. 40]。住谷雄幸、岡間研富山支部も思想善導的側面を批判している<sup>27)28)</sup>。馬場俊明は、文部省の意図は思想善導にあったが、図書館界は図書館の発展にあったとし、制度に込められた思いに二面性があったと解釈している<sup>29)</sup>。

実証的な研究として中央図書館制度を中心的に扱った研究は多くないが、小黒浩司<sup>30)</sup>、奥泉和久<sup>31)</sup>は図書館奨励制度、読書指導、国民精神総動員運動を取り上げた研究の中で中央図書館協会や中央図書館（県立図書館）の関わりを明らかにしている。また、中央図書館長協会については鈴木宏宗の研究がある<sup>32)</sup>。

戦後の都道府県立図書館の考え方について、中央図書

館制度は大きな影響を与えた。端的に言えば、都道府県立図書館と基礎自治体図書館は戦前の制度と異なり「対等」であり「上下」の関係ではない、という考え方である。そして、都道府県立図書館は基礎自治体図書館のサービスを学び「支援」することが重要とされた<sup>33)</sup>[p. 227-229]。

このように、戦後、中央図書館制度は文化統制、思想善導の側面が注目されるとともに、都道府県立図書館のあり方を一面において規定したと評価できよう。

### III. 分析の視点と調査方法・文献

本章では、分析の視点と調査方法および調査対象文献について述べる。

#### A. 分析の視点と調査方法

先行文献から、戦前と戦後で中央図書館制度に関する言説の焦点にずれのあることが分かった。特に戦後の文献では、制度的構造や実施状況はほとんど焦点があてられず、主に文化統制、思想善導に関わる側面に焦点があてられていることが分かった。

以上を踏まえ、本研究では主に中央図書館制度の制度的構造を整理した上で、その実施状況について文献を用いて分析する。その際、文化統制・思想善導への関与も検討する。以下が本研究の課題である。

- ・課題1：中央図書館制度に関わる規定とその実施体制はどのようなものか（制度的構造）。
- ・課題2：中央図書館制度はどの程度、実施されたのか（実施状況）。
- ・課題3：中央図書館制度は文化統制・思想善導にどのように関与したのか（文化統制・思想善導への関与）

課題1の制度的構造の検討では、中央図書館制度を支える各種法令と行政機構を整理する。この課題1の整理を踏まえた上で、実施状況を課題2及び課題3で明らかにする。課題2及び課題3で明らかにする事項は課題1の最後（IV章D節）に整理する。

#### B. 調査対象文献

調査の対象とした主な文献は、1938年刊行の『中央図書館ニ関スル調査』（昭和12年）<sup>34)</sup>（以下「1937年調査」）、1943年刊行の『中央図書館執務参考資料』（以下「執務参考資料」）<sup>35)</sup>、県図書館史および『近代日本図書館の歩み 地方篇』<sup>21)</sup>である。さらに補足的にではあるが、中央図書館及び県図書館協会の機関紙及び年報（以下「県機関紙」）を国立国会図書館が所蔵する場合のみ用いた。なお、「機関紙」としたのは図書館令施行規則第七条に基づく。

また、1933年に行われた府県の図書館指導に関する調査（以下「1933年調査」）<sup>36)</sup>を参照し、比較可能な事業については中央図書館制度発足後と比較する。この調査の対象は府県および府県図書館協会31府県であり、調査時点は1933年1月である。

ここでそれぞれの資料の概略を述べる。「1937年調査」は文部省社会教育局が編集・刊行している。同様の調査は1934年、1936年にも行われた。回収率はすべて100%である。本研究では最後の1937年のものを参照する。調査時点は1937年4月である。

「執務参考資料」は6章構成の手書き文書である。編集は帝国図書館である。1941年度の時点で中央図書館として指定されていた37道府県のうち34道府県が回答しており、回収率は91.9%である。照会は1942年3月で刊行は1943年4月である。また『近代日本図書館の歩み 地方篇』は県図書館史を補足するために用いた。

県図書館史・県機関紙では、主に中央図書館の活動の実態を調査する<sup>37)</sup>。県図書館史は記述の分量、内容の点でばらつきがある。そのため、網羅性には難がある。また研究の素材としての適否について議論はあるが<sup>38)39)</sup>、活動を知る上では有用と考えた。個人著作は原則として除いたが、他に適当な資料がない場合は用いた。県機関紙の調査は原則として「国立国会図書館デジタルコレクション」の目次検索機能を用いて探した。

調査に用いた県図書館史及び県機関紙は第1表のとおりである。調査した事項は貸出文庫の実

日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

第1表 県図書館史および機関紙

都道府県	県図書館史・機関紙等
北海道	(1) 北海道立図書館 40 年史, (2) 北海道立図書館 50 年史
青森県	(1) 青森県立図書館史年表, (2) 青森県立図書館史, (9) 青森県文化
岩手県	(1) 岩手県立図書館 30 年の歩み, (2) 岩手県立図書館のあゆみ
宮城県	(1) 宮城県図書館年表, (2) 宮城県図書館百年史, (9) 宮城県中央図書館月報
秋田県	(1) 秋田県立秋田図書館史年表, (2) 100 年のあゆみ: 秋田県立図書館創立 100 周年記念誌, (9) 秋田図書館報
山形県	(1) 山形県立図書館五十年略年, (9) 山形県図書館協会報
福島県	(1) 福島県立図書館 30 年史, (2) 福島県立図書館 50 年誌, (9) 福島県立図書館要覧
茨城県	(1) 茨城県立図書館 100 年の歩み
栃木県	関連文献なし
群馬県	(1) 歩み続ける群馬の図書館 図書館協会創立 50 周年記念誌
埼玉県	(1) 埼玉県立浦和図書館 50 年誌
千葉県	(1) 千葉県立中央図書館三十年略史, (2) 千葉県図書館史, (9) 千葉文化
東京都	(1) 東京都公立図書館略史, (2) 東京の図書館百年の歩み (個人著作)
神奈川県	(1) 神奈川県図書館史, (2) 神奈川県図書館沿革略譜稿, (3) 神奈川県立図書館 50 年の歩み, (4) 神奈川県図書館協会の歩み, (9) 神奈川県図書館月報
新潟県	(1) 新潟県立新潟図書館 50 年史, (2) 創立 60 周年新潟県立新潟図書館, (3) 新潟県立図書館創立 100 周年記念誌, (9) 新潟県中央図書館報
富山県	(1) 富山県図書館協会十年史, (2) 二十年の歩み, (3) 富山県図書館運動史と図書館, (4) 富山県立図書館年譜, (5) 富山県図書館協会創立 50 周年記念誌, (6) 富山県立図書館の 50 年, (7) 富山県図書館協会創立 60 周年記念誌, (8) 富山県図書館協会創立 70 周年記念誌, (9) 富山県中央図書館報, (10) 富山県図書館協会創立 80 周年記念誌
石川県	(1) 石川県立図書館七十年のあゆみ, (9) 石川県立図書館月報
福井県	(1) 福井県立図書館の 50 年
山梨県	(1) 山梨県立図書館 50 年のあゆみ, (9) 山梨県図書館協会報
長野県	(1) 県立長野図書館十年史, (2) 県立長野図書館三十年史, (3) 県立長野図書館五十年史, (9) 県立長野図書館報
岐阜県	(1) 岐阜県立図書館史
静岡県	(1) 静岡県図書館協会 60 年のあゆみ, (9) 葵文庫ト其事業
愛知県	(1) 愛知県図書館史年表資料考説
三重県	(1) 三重県立図書館 30 年史
滋賀県	(1) 滋賀県立図書館創立 50 周年記念誌, (2) 滋賀の図書館歴史と現状
京都府	(1) 京都府立図書館「岡崎」100 周年記念, (9) 京都府中央図書館報
大阪府	(1) 大阪府立図書館五十年史略, (2) 大阪府立中之島図書館九十年, (3) 中之島百年 大阪府立図書館のあゆみ, (9) 大阪府立図書館年報
兵庫県	(1) 兵庫県公共図書館史年表, (2) 兵庫県図書館協会 60 周年記念誌
奈良県	(1) 奈良県立図書館小史, (2) 「奈良県立図書館」100 年の歩み, (9) 奈良県立奈良図書館月報
和歌山县	(1) 和歌山県立図書館百年の歩み, (9) 和歌山県立図書館月報
鳥取県	(1) 鳥取県立鳥取図書館三十年史, (2) 鳥取県立鳥取図書館三十年史, (3) 鳥取県立鳥取図書館 40 年史, (4) 鳥取県立鳥取図書館 50 年誌, (9) 鳥取県立鳥取図書館年報
島根県	(9) 島根県図書館協会報
岡山県	(1) 岡山県立図書館 60 年史, (9) 本邦の図書館
広島県	(1) 広島県公共図書館史
山口県	(1) 山口図書館五拾年略史 (個人著作), (2) 山口図書館のあゆみ, (3) 山口県立山口図書館 70 年のあゆみ, (4) 100 年のあゆみ, (5) 山口県図書館協会創立 100 年記念誌, (9) 行啓記念山口県立山口図書館年報
徳島県	(1) 徳島県立図書館 50 年史, (2) 徳島県立図書館七十年史, (3) 徳島県立図書館百年史, (9) 徳島県立光慶図書館年報
香川県	(1) 香川県立五十年誌, (2) 香川県図書館史 (個人著作), (9) 香川県立図書館要覧
愛媛県	(1) 愛媛県立図書館沿革小誌, (2) 愛媛県図書館協会十三ヶ年史, (9) 愛媛県中央図書館報
高知県	(1) 高知県立図書館の 100 年の歩み, (9) 高知県立図書館報
福岡県	(1) 福岡県立図書館福岡県中央図書館概要, (9) 福岡県図書館月報
佐賀県	(1) 佐賀県立図書館六十年のあゆみ, (9) 県立佐賀図書館年報
長崎県	(1) 県立長崎図書館 50 年史, (2) 県立長崎図書館 60 年史, (3) 県立長崎図書館 70 年史, (4) 長崎県立長崎図書館 100 年の歩み, (9) 長崎県中央図書館報
熊本県	(1) 50 年のあゆみ, (2) 熊本県立図書館百周年記念誌, (9) 熊本県図書館協会会報
大分県	(1) 大分県図書館史 (個人著作), (2) 大分県立図書館百年史, (9) 機関紙 大分図書館
宮崎県	(1) 宮崎県立図書館 100 周年記念誌 100 年のあゆみ, (9) 館報
鹿児島県	(1) 鹿児島県立図書館史
沖縄県	(1) 沖縄県立図書館八十年の歩み展, (2) 創立 90 年沖縄県立図書館八重山分館のあゆみ, (3) 沖縄の図書館 戰後 55 年の軌跡, (4) 沖縄県立図書館 100 周年記念誌

\* 下線を引いた文献は表 2 に掲載したものである。

施、機関紙の発行、経営研究会の開催、共同購入の斡旋、読書会の指定等、国民精神総動員文庫の実施、視察の実施である。それぞれの調査事項は後述する。表の見方であるが、第1表の（ ）内は第2表の数字と対応している。例えば、第1表の北海道の『北海道立図書館40年史』の（1）は、第2表の北海道の欄の1と対応している。第2表の（ ）内の数字は当該資料の該当ページを表している。例えば「北海道」「貸出文庫」の「1(10)」は、『北海道立図書館40年史』の10ページに「貸出文庫」の記載があることを示している。但し、機関紙の場合は巻号又は刊行年月を表す。また、第2表で資料を示す0と9はそれぞれ『近代日本図書館の歩み 地方篇』と県機関紙として番号を統一した。なお、第2表には1945年までに中央図書館が指定されなかった県は掲載していない。空欄は該当する事業を確認できなったことを表している。網羅的調査を心がけたが必ずしも完全でないため実施の目安である。以下、この調査を「県図書館史・機関紙調査」と呼ぶ。

本研究の対象期間は基本的に1933年から1945年までである。各県の実施事業は中央図書館が指定を受けてからを対象とする。

#### IV. 中央図書館制度の制度的構造

本章では、課題1の「中央図書館制度に関わる規定とその実施体制はどのようなものか（制度的構造）」を明らかにする。

##### A. 公立図書館の行政

1933年当時の市町村の図書館に関する行政を簡単に整理しておく。まず、初めに基本的な事柄である図書館の事務の性質について確認する。戦前、市町村立図書館の事務は委任事務とされ固有事務と解されていない。改正図書館令は“道府県立図書館ハ地方長官、市町村立図書館ハ市町村長之ヲ管理ス”（第三条）と管理主体を規定しているが、この場合の地方長官、市町村長は国家の機関として管理するのである。この見解は当時の文部省の関係者から示されている。元文部省官僚の山崎犀二（執筆当時は東京女子高等師範学校教

員）は『日本教育行政法』で以下のように述べている。

図書館は国家の事業として留保し、自ら施設経営を為すと共に地方団体に対する委任事務とし、併せて、其の他の公法人及び私人にも之を認めることとしている<sup>40)</sup> [p. 350-351]。

同じく文部省官僚の高田休広と小笠原豊光は『教育行政』で以下のように述べている。

図書館の管理に関しては、其の国家事業たる性質上、道府県立図書館にあつては、地方長官、市町村立図書館にあつては市町村長が國家機関として管理する<sup>41)</sup> [p. 277]。

このように、当時の公立図書館の事務は委任事務と位置づけられており、戦後、自治事務に位置づけられた状況と異なる点に注意が必要である<sup>42)</sup>。こうした理解を当時の図書館員がどの程度共有していたかは不明であるが、図書館関連の文献（『愛媛県町村図書館設置経営要項』<sup>43)</sup> [p. 2-3]）でも同様の見解が示されていることから、一定程度、共有されていたと推測される。

このように図書館の事務は国の委任事務であり、文部大臣、地方長官が監督を行い、市町村長が国家機関として管理するが、実質的には、文部省、帝国図書館、日本図書館協会、各中央図書館は密な連携を保ち認識の共有を図っていた。そうした場としては、日本図書館協会主催全国図書館大会、中央図書館関連会議（中央図書館長協議会、中央図書館長協会総会、中央図書館長会議）、文部省関連会議（学務部長会議等）がある。この中でも、文部省が主催する中央図書館長会議では文部省から指示事項が示されている点で注目される。第3表は1934年以降の指示事項を『図書館雑誌』から抜き出したものである<sup>44)</sup>。例えば1936年の中央図書館長会議では“図書選択ニ関スル件”として“我国現下の思想動向に鑑み我國体の本義を明徴ならしむべき図書の備へ付に留意すべき”<sup>45)</sup>といったものが見られる。確かにこ

日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

第2表 県図書館史・機関紙調査に基づく図書館令第七条各号等及び文化統制・思想善導に関わる事務の実施状況

都道府県	貸出文庫	機関紙の発行	図書館に関する研究会	共同購入の斡旋	読書指導	文部省推薦図書	国民精神総動員文庫	視察
北海道	1 (10)	1 (186)	1 (10)		1 (190)	1 (188)	1 (188)	
青森県	1 (35)	1 (45)	1 (38)		1 (56)	9 (3(9))	1 (45)	1 (39)
岩手県	1 (48)	1 (46)	1 (51)		1 (67)		1 (54)	1 (46)
宮城県	2 (55)	2 (61)	1 (13)	9 (19)	2 (58)	9 (5(10))	2 (56)	9 (6(2))
秋田県	2 (14)	2 (14)	2 (15)		2 (15)	9 (32)	2 (15)	0 (95)
山形県	1 (8)	1 (8)	1 (8)		1 (11)	9 (3)	1 (10)	1 (7)
福島県	2 (134)		2 (135)		2 (136)		2 (8)	
茨城県	0 (140)							
群馬県								
埼玉県	0 (182)		1 (146)		1 (29)			
千葉県	2 (444)	2 (117)	2 (104)		2 (114)	9 (1(5))		2 (96)
東京都								
新潟県	3 (64)	3 (64)	3 (66)		3 (68)	9 (24)	3 (66)	9 (3)
富山県	4 (7)	3 (29)	4 (8)	4 (8)	4 (10)	0 (293)	9 (69)	4 (7)
石川県	1 (22)	1 (15)	1 (121)		1 (24)	9 (183)	1 (27)	1 (123)
福井県	1 (21)	0 (323)						
山梨県	1 (64)	1 (5)	1 (65)		1 (65)	9 (2)	1 (65)	
長野県	2 (43)	2 (41)	2 (36)	2 (46)	2 (62)	2 (502)	2 (61)	0 (351)
岐阜県	0 (370)		1 (14)			1 (15)		
静岡県	0 (388)	1 (14)	0 (387)		1 (15)		1 (15)	9 (148)
三重県	1 (9)	1 (13)	1 (13)		1 (11)	1 (12)		
滋賀県	1 (70)							
京都府	0 (467)	0 (467)				9 (35)	0 (467)	
大阪府	3 (144)				3 (161)		3 (148)	
奈良県	1 (21)	9 (1)	1 (21)		1 (22)	9 (20(11))		9 (17(1))
和歌山県	9 (63)	9 (1)	9 (58)		1 (16)	9 (127)	9 (129)	9 (128)
鳥取県	4 (4)	4 (190)	1 (2)	4 (4)			4 (5)	
岡山県	9 (12)	1 (33)	1 (33)		1 (56)	1 (45)	0 (601)	9 (13)
広島県								
山口県	4 (31)	4 (31)	4 (33)		4 (41)		4 (36)	
徳島県	1 (14)	1 (13)	1 (82)		1 (84)		1 (17)	9 (20)
香川県	2 (291)		2 (281)		2 (290)		2 (280)	
愛媛県	0 (677)	0 (677)	0 (677)		0 (677)	9 (3)	0 (677)	
高知県	1 (13)	1 (15)	1 (15)		9 (203)	9 (205)	1 (14)	9 (205)
福岡県	1 (2)	1 (2)	1 (3)		9 (257)	9 (219)	9 (194)	1 (3)
佐賀県	1 (302)	1 (43)	1 (314)				1 (44)	
長崎県	2 (3)	2 (72)	1 (164)		1 (6)	9 (70)	2 (73)	9 (4)
熊本県		0 (765)	2 (36)		0 (760)		0 (760)	
大分県	9 (49)	9 (1)	9 (49)			9 (60)		
宮崎県	9 (1934.6)	1 (27)						9 (10)
鹿児島県	1 (61)	1 (61)	1 (207)		1 (62)		1 (62)	
沖縄県		4 (110)					4 (110)	
合計	37 (88.1%)	32 (76.2%)	32 (76.2%)	4 (9.5%)	29 (69.0%)	22 (52.4%)	29 (69.0%)	19 (45.2%)

\* 第2表 ( ) 外の数値は第1表 ( ) 内と対応する。また、第2表 ( ) 内の数値はページ（機関紙の場合は巻号）を表す。但し「0」は『近代日本図書館の歩み 地方篇』を表す。

れ以前より、文部省は全国図書館大会において諮問、答申の形式で一定の対話を図書館界と行ってきたが、中央図書館長会議は文部省が自ら主体的に関わっている点で違いがある。このことは、文部省が地方長官を迂回し、直接道府県以下の図書館と結びつこうとした表れと捉えられる。こうした場合は、政策に関わる価値観と言語の共通化という観点から政策過程研究でいう「政策共同体」と

第3表 中央図書館長会議における指示事項

指示事項	
1934	図書館ニ対スル後援団体設置勧奨ニ関スル件 読書会等ノ設置勧奨ニ関スル件 図書館ニ委員等ノ設置勧奨ニ関スル件 附帯事業ノ実施ニ関スル件 図書館員ノ資質向上ニ関スル件 読書指導ニ関スル件
1936	図書館職員教習施設ノ件 司書検定試験ノ件 管内図書館視察励行ノ件 図書選択ニ関スル件 図書館附帯施設ニ関スル件 中央図書館相互図書貸借ニ関スル件 図書館普及ニ関スル件
1938	国民精神総動員ニ関スル件 奨励交付金ニ関スル件 中央図書館ノ社会教育的活動ニ関スル件 本省主催図書館講習会ニ関スル件
1940	記録なし
1941	指示事項なし
1942	指示事項なし
1943	読書会ノ運営ニ関スル件（指示並協議事項） 図書ノ優先配給ニ関スル件
1944	読書会ニ関スル件 優配ニ関スル件 図書館事務ニ関スル注意事項

呼びうると考えられる。

中央図書館制度を担保するための補助金は極めて脆弱だった。これは、戦前、国の補助金制度は一般に未発達であり、府県が国政事務処理費を多く負担していたことも関係している<sup>46)</sup>[p.81]。文部省は中央図書館指定の際、および事業奨励金として各中央図書館に奨励金を支出した。しかし、その対象は一部に過ぎなかった。第4表は『図書館雑誌』の記事から対象図書館、金額を抜き出したものだが、奨励金は500円以内であり、当時の中央図書館の平均経費16,803円（「1937年調査」）の3%弱と多くなかった。このこともあり図書館界は1935年から1941年にかけて繰り返し公共図書館費国庫補助法制定の請願を行ったが実現しなかった。

以上、公立図書館の事務は委任事務に位置づけられていたこと、図書館に関わる施策を共有する場が作られたこと、制度を担保する財政誘導は限定期的であったこと、が分かった。

## B. 中央図書館制度に関わる事務

中央図書館制度は勅令である改正図書館令（1933年）にもとづき創設された。戦前、教育に関わる事項は政治的安定性を考慮して勅令で定められていた（勅令主義）。改正図書館令は第十条で以下のように規定している。

第十条 地方長官ハ管内ニ於ケル図書館ヲ指導シ其ノ聯絡統一ヲ図リ之ガ機能ヲ全カラシムル為文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立図書館中ノ一館ヲ中央図書館ニ指定スベシ

第4表 中央図書館に対する奨励金

年	館数	金額(円) 但し限度額	対象道府県
1935	6	500	京都府、福岡県、岡山県、石川県、静岡県、富山県
1936	10	500	北海道、宮城県、福島県、千葉県、長野県、鳥取県、山口県、長崎県、鹿児島県、徳島県
1937	6	500	青森県、岩手県、秋田県、山形県、奈良県、熊本県
1938	14	500	埼玉県、山梨県、鹿児島県、佐賀県、京都県、石川県、岡山県、新潟県、和歌山県、高知県、宮崎県、福岡県、静岡県、富山県
1939	12	500	青森県、秋田県、宮城県、茨城県、長野県、山口県、岩手県、山形県、福島県、千葉県、鳥取県、長崎県

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

中央図書館には道府県立図書館が予定されていたが、未設置のところがあったためそれ以外も認められた（図書館令施行規則第六条）。戦後、問題となった“指導シ其ノ聯絡統一”という文言は1933年2月17日の起案文書には見られず、結了となった4月21日までの間に追加されており、当初予定されていなかったことが窺える<sup>47)</sup>。経緯は分からぬ。

図書館令を受け同年に改正された図書館令施行規則は、第七条で中央図書館の実施すべき事項を以下のように一項一号から八号で規定した。

- 第七条 中央図書館ニ於テハ凡ソ左ノ事項ヲ  
実施スヘシ
- 一 貸出文庫等ノ施設
  - 二 図書館経営ニ関スル調査研究及指導
  - 三 図書館書籍標準目録ノ編纂頒布
  - 四 図書館ニ関スル機関紙類ノ発行
  - 五 図書館ニ関スル研究会、協議会、展覧会等ノ開催並ニ其ノ開催ノ斡旋
  - 六 図書及図書館用品ノ共同購入ノ斡旋
  - 七 郷土資料ノ蒐集其他適當ナル附帶施設
  - 八 前各号ノ外図書館ノ指導連絡統一上必要ナル事項

同条は条文中に「凡そ」とあるように任意的規程である。このうち第七号までは具体的活動が示されている。これらは全く新たな事務というより以前から行なわれてきた事務をまとめたものと一般に評されている<sup>6)</sup>[p. 273]。また第八号は広範かつ裁量のある規定となっている。この規定について中央図書館制度創設に関わった今井貫一は以下のように述べている。

其上にこの七要項以外、図書館の指導及連絡統一上必要なる事項の考案実施も容されてゐるから、任に当る者は指示要項のみを以て足れりとせず、断えず種々の新職能をも案出実行し、最善を尽して機能を最高に發揮することを心掛けねばならぬのである<sup>7)</sup>[p. 279]。

“考案実施”という言葉から明確な活動は、少なくとも図書館界では特段予定していなかったことが読み取れる。

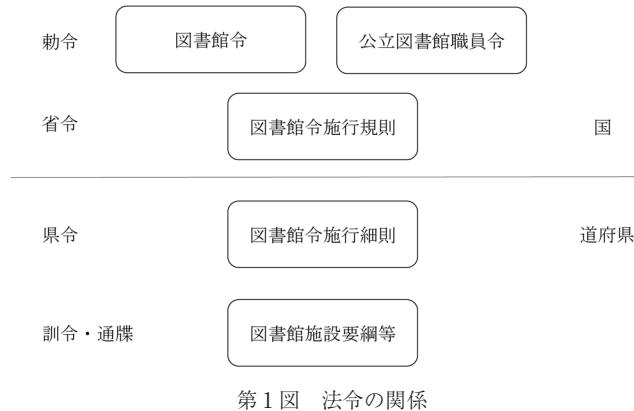
図書館令施行規則は図書館令を承けて図書館に関する認可に関わる申請事由を定めている。具体的には“設置及経営ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム”（第八条）としており、これを承けて道府県は「図書館令施行細則」（以下「施行細則」）を定めることとされた。施行細則は福岡県が最も早く規定したが、この細則は広く紹介された<sup>48)</sup>。愛媛県は福岡県を参考にしつつ地域の実情を踏まえて規定している<sup>49)</sup>。施行細則制定に際し通牒を発し図書選択のあり方等の指示を出したところも見られる<sup>50)</sup>[p. 34]。なお、通牒は通達の旧称である。

なお、道府県においては、1910年の「図書館設立ニ関スル注意事項」（小松原訓令）を契機に「図書館施設要項」「図書館費補助規程」（以下「施設要項」）などと呼ばれる設置・補助に関わる手続き・基準を定めたところも多かった。これらと細則との関係については、後に述べる。

他に第九条は、地方長官は中央図書館に教習施設を附設できる、と定めた。この教習施設について、1934年の「図書館令及び公立図書館職員令改正に関する文部省通牒」<sup>51)</sup>は必ずしも常設の必要はないとしているが、“隨時其ノ経営ニ関スル知識ト技能トヲ授クルハ極メテ必要事項タルヘシ”とも述べており活発な活動が期待されている。

同年に改正された公立図書館職員令では、第二条で“中央図書館ノ館長ハ兼ネテ其ノ道府県内ニ於ケル図書館ノ事務ヲ視察ス”と定められた。すなわち、図書館令施行規則と別に図書館長の職務として管内図書館の視察が定められた。これは教育事務の監督指導制度であった視学制度を範にとったものである。但し、視学制度では視学官の視察すべき事項は視学規則等で定められたが、図書館長の視察については定めがない。

1934年、これら法令の実施のため「図書館令及び公立図書館職員令改正に関する文部省通牒」<sup>51)</sup>が発せられた。



第1図 法令の関係

以上が中央図書館制度に關係する法令である。法令の位置付けを整理すると第1図のようになる。国の法令として、図書館令と公立図書館職員令が勅令として定められた。また、省令として図書館令施行規則がある。これらの全体の枠組みは図書館令改正により変化があったわけではない。

道府県においては、県令として図書館令施行細則があり、訓令・通牒として施設要綱などがある。図書館令により図書館令施行細則が求められた点が新しい。

それぞれの主体が担当する事務を整理すると、(1) 地方長官は、中央図書館の指定、施行細則の制定、管内図書館の設置等認可、教習施設の附設、(2) 中央図書館は図書館令施行規則第七条の事項の実施、(3) 中央図書館長は管内図書館の事務の視察、となる。

### C. 文化統制・思想善導に関わる事業

戦後、中央図書館制度の代名詞となった文化統制・思想善導について確認する。思想善導は、戦前、図書館を所管する文部省社会教育局が主導的役割を担い、いくつかの施策が展開された。

本稿では通牒が発せられたり、奨励金が支出されたものを取り上げる。中でも、文化統制として特に言論統制に関わる検閲を、思想善導として(1) 文部省推薦図書、(2) 国民精神総動員文庫(時局文庫)、(3) 読書会、を中心図書館との関わりから取り上げる。

なお、これらは図書館令施行規則第七条一項一号から七号に明確に規定されているわけではないが、各種規定と無関係なわけでもない。例えば「国民精神総動員文庫」は貸出文庫の一種とも解釈できる。また、第八号に基づくとの解釈も可能である。しかし、本稿では第七条一項一号から七号の活動と別に検討する。

#### 1. 検閲

1934年、県立長野図書館の図書館長、乙部泉三郎は視察により「左翼の本」を摘発したことを記事として書いている<sup>52)</sup>。清水はこの事例を中央図書館制度の言論統制的側面を示すものとして引用している<sup>24)</sup>[p. 32-35]。しかし、そもそも出版警察法と図書館の関係に言及した戦前の文献はわずかしかない<sup>53)</sup>。戦後、個別の図書館史(単館史)で図書館における思想取り締まりの事例が報告されたが<sup>54)</sup>、中央図書館の関与は明らかでない。

図書の検閲は出版法が規定していた。制度変更が見られるが概ね、以下のとおりである。まず、所管は文部省ではなく内務省であり審査は内務省警保局図書課が行った。発売頒布禁止処分図書については、警視庁及び地方の警察部に速報を発し最終的には特高警察課が押収等を行った。図書館は閲覧禁止図書等のリストを警察から入手したり、各種書誌(『東京堂月報』『納本月報』)から情報を入手した。しかし、一般に図書館への通知

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

が遅いため図書館界からは迅速な通知の要望が出されている<sup>55)</sup>[p. 107]<sup>56)</sup>[p. 169]。

他に中央図書館制度と関連する事項として、蔵書構築に関し中央図書館長会議等の機会に図書選択のあり方の指示が出されたことは先に述べたとおりである。

### 2. 文部省推薦図書

文部省による図書推薦は1915年に「図書認定規程」が示されて以降、開始された。1930年には「図書推薦規程」が定められた。これは、従来、著者等の願出を待って審査していたものを、文部省が主体的に読書指導の観点から推薦するとしたものである。推薦された図書は文部省社会教育局編『図書時報』で告示された。

その後、1939年には担当部門の機構改革、推薦図書周知徹底についての通牒発出、推薦図書増加、ラジオの利用などにより、この事業を積極的に展開した<sup>57)</sup>。

### 3. 国民精神総動員文庫

奨励金が支出されたものとして、まず国民精神総動員文庫・時局文庫がある。1937年の日中戦争開始を踏まえ「国民精神総動員実施要綱」が示され、日本図書館協会に対しても「国民精神総動員に関する通牒」が発せられている<sup>58)</sup>。1938年9月には文部省は「国民精神総動員文庫」の設置を決定し、中央図書館のある道府県に350円以内の巡回用図書購入費金を交付した<sup>59)</sup>。

### 4. 読書団体指定

1942年5月、中央図書館長会議において、読書指導を積極的に行うこと、読書団体を育成することが検討された<sup>60)</sup>。また、同月の日本図書館協会第一回部会総合協議会では文部大臣諮詢“大東亜共栄圏建設ニ即応スペキ国民読書指導ノ方策如何”に対し、読書指導組織確立が答申された。

同年9月には金沢市で文部省主催「読書会指導に関する研究協議会」が開催され各府県五箇所の読書会を指定し、そこに重点的に中央図書館の指導力を集中すべきこと等が指示された<sup>61)</sup>。文部

省と日本図書館協会は『読書会指導要綱』<sup>62)</sup>を編集刊行し活動を支援した。1943年、文部省は中央図書館のある道府県に国民読書運動助成として530円、指定読書会奨励として170円を支給した<sup>63)</sup>。

### D. 実施状況の調査内容

以上の制度構造の整理をもとに課題2の中央図書館制度の実施状況について、まずIV章B節の最後で整理した事項について順番に文献調査を行う(V章A~C節)。つぎに、課題3の中央図書館制度の文化統制・思想善導への関与について、IV章C節で整理した事項について同様に文献調査を行う(V章D節)。

## V. 中央図書館制度に関わる事業の実施状況

本章では、課題2および課題3について文献調査に基づき明らかにする。

### A. 中央図書館の指定等

ここでは、地方長官が担当する中央図書館の指定、施行細則の制定、管内図書館の設置等認可、教習施設の附設について検討する。但し、これらの実務は実際には中央図書館が担当することが多かったため、その関与を中心に検討する。

#### 1. 県立図書館の整備と中央図書館の指定

ここでは中央図書館の指定と、それと関連して県立図書館の設立および県内図書館行政の体制整備について述べる。中央図書館の指定は、1933年の19館(40.4%)から1944年の42館(89.4%)まで増加した<sup>64)</sup>。しかし栃木県、神奈川県、愛知県、兵庫県、島根県の5県は指定に至らなかった。これらの県の申請の有無は不明だが、一定の審査が文部省によって行われていたことから<sup>65)</sup>[p. 26]、要件を満たさず指定されなかつた事例もあった可能性がある。

道府県立図書館以外の指定は、群馬県(前橋市立図書館)、福井県(福井市立福井図書館)、広島県(広島市立浅野図書館)である。栃木県、群馬県、福井県、愛知県、兵庫県、島根県、広島県の

7県で県立図書館が設置されなかった。中央図書館制度創設によって、県立図書館のない一部の県では県立図書館創設に向けた動きが活発化した。例えば当時、県立図書館がなかった富山県では、県会、富山市商工会議所、富山市長、帝国図書館長、文部省成人教育課長などから働きかけがあったとされている<sup>66)</sup>[p. 27]<sup>67)</sup>。

ここで当時の中央図書館の経営の実態を知るために1937年当時の中央図書館の人的体制を確認したい<sup>34)</sup>。まず兼務を含む平均職員数は19.2人であり、勤続年数5年未満が53.8%と半数以上を占める。司書（奏任待遇含む）は平均2.6人と少ない。指導連絡統一の対象となる管内図書館数は平均123.5館と多い。このように、中央図書館に期待される役割を果たすにはマンパワーが不足している。

図書館令施行規則第7条に定める事業を実施する場合、県内図書館への指導連絡の経路があると便利である。そのために、道府県の中には図書館関連組織を作ったところがある。たとえば、三重県、佐賀県では図書館協会が設立された<sup>68)</sup>[p. 10]<sup>69)</sup>[p. 41]。「図書館協会」と名称のつく道府県の団体は『近代日本公共図書館年表』<sup>64)</sup>によると、1920年以降増加し始め1930年代前半に増加のピークを迎えている。このことは、顕著ではないにしろ、中央図書館制度創設と一定の関係があると解釈できる。

中央図書館、図書館協会は県内図書館長の会議を定期的に開催し、指示事項を示している<sup>70)</sup>[p. 10-11]。また、中央図書館がない場合、県図書館協会がこうした会議を開催している<sup>71)</sup>[p. 17]。

このように中央図書館制度創設は、県立図書館整備に一定の弾みをもたらした。また、道府県内の図書館協会整備も進んだ。しかし、マンパワー不足は顕著であった。

## 2. 施行細則の制定

施行細則の制定の状況を検討する<sup>72)</sup>。1944年までに、県令により施行細則を規定したのは27府県である<sup>35)<sup>64)</sup><sup>73)</sup>。図書館令改正直後に多く制定されたが、その後、少なくなった。20道府県</sup>

では制定されなかった。

規程の範囲は、中央図書館による図書館の設置・廃止・変更の手続き、それらへの中央図書館の関与、閲覧料金、蔵書標準、職員配置基準、社会教育附帯施設などである。規定では具体的な数値基準を定めたところがある。たとえば、千葉県の図書館令施行細則第七条は町村の図書館について“人口ノ2分ノ1以上ノ図書ヲ備付ケベシ”<sup>74)</sup>[p. 100]と定めている。これは図書館令改正に際して示された文部省通牒<sup>51)</sup>に倣ったものである。

ここで施行細則とは別に施設要項の制定の状況を確認する。「執務参考資料」によると施設要項を制定していたのは21県である<sup>35)</sup>[p. 28-30]。法規的形式として判明しているものの内訳は「訓令」(13県)、「通牒」(6県、福岡県は両方)である。県令と訓令・通牒の法規上の関係から、また実態からも、細則が設置に関する大綱を定め、施設要項は運営の詳細を定めたものと位置づけられる。1944年時点では細則と施設要項のいずれかを制定しているのは35県であり、いずれも制定していないのは12県である。

以上から、図書館令施行規則が定めた細則を規定した道府県は限定的であることが分かった。規定しなかったところはすでにあった施設要項で代用した可能性がある。

## 3. 管内図書館の設置等認可

管内図書館の設置認可は地方長官の権限に属することであるが、ここでは、設置等に関する中央図書館の関与を確認する。設置指導、その際の細則等の運用、認可時の通知は以下のとおりである<sup>35)</sup>[p. 28-30]。

まず設置指導であるが、1943年の「執務参考資料」によると、指導を実施していないのは30道府県中、長崎県、熊本県の2県である。また、富山県、京都府も回答から実施していないと推測される。「1933年調査」では31府県中15県だったことから、より指導が行われるようになったことが分かる。

次に、認可に関して上述した細則等で決めたも

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

のと別の標準を定めていたのは岩手県など7県である。それらの中には標準に達するものが少ないと緩和して適用するところがある。つぎに概ね標準にもとづき認可しているのは6県である。確定的標準のないところ等は14県である<sup>35)</sup>[p.1-8]。ここから、認可は厳密に運用されていたわけではなく、一定の裁量のもと運用されていたことが読み取れる。設置指導の形式は実地指導がほとんどであり、中央図書館に出頭させる場合と、中央図書館の館長・職員が出張する場合に大別される。指導内容は、建築、予算、図書・備品購入、整理、閲覧利用、認可申請方法などである。

「執務参考資料」によると設置・廃止の認可申請書提出に際して、中央図書館が作成を支援したり提出を経由させたりする県も多い。また中央図書館の意見書を付すとしている県も多い<sup>35)</sup>[p.8-17]。長野県の図書館令施行細則では“前三条ニ依り提出スル書類ハ中央図書館長ヲ經由スベシ”と定めている。こうした指導により実際に図書館設立に至る事例も紹介されている<sup>75)</sup>[p.11]。また、中央図書館の中には活動の指針となるよう図書、パンフレットを刊行している<sup>76)77)78)</sup>。

地方長官が認可した場合の中央図書館への通知は通牒が8県であり、口頭・電話が6県、それ以外の何らかの通知があるのは6県である<sup>35)</sup>[p.17-19]。

このように全体に中央図書館制度発足後、指導体制が一定程度整備されるようになったことが窺える。また、細則の基準を厳密に適用せず柔軟に運用している点は注目される。

### 4. 教習施設の附設

福岡県は細則第18条に教習施設の附設を規定し予算計上も行っている<sup>48)</sup>。他にも宮城県の細則第20条<sup>79)</sup>のように規程のある県はあるが、実際に常設の教習施設を附設した中央図書館は今回の調査では明らかにならなかった。福岡県は1935年刊の『福岡県立図書館福岡県中央図書館概要』中の「図書館教習施設」という項目で、市

町村公私立図書館職員等を対象に10日間、図書館経営事務に関する講習会を開催したことを報告している<sup>80)</sup>[p.3]。このように図書館職員向け研修会と区別せず運用されていたことが推測される。

### B. 図書館令施行規則第七条の事項の実施

ここでは中央図書館による図書館令施行規則第七条の事項の実施状況について検討する。以下、七条一項の一号、二号および五号、四号、六号、八号について述べる。八号は奨励金交付について取り上げた。「県図書館史・機関紙調査」の結果は、第2表のとおりである。なお、第2表では複数の文献に事業の記載がある場合でも一つしか載せていない。

二号と五号と一緒にしたのは二号の「指導」と五号の「研究会」等を区別するのが難しかったためである。三号「図書館書籍標準目録の編纂頒布」は、「標準」の解釈等が難しく取り上げない。その他、第七号の郷土資料収集と附帯施設は多くが実施していると考えられ、今回は集計しなかった。

#### 1. 貸出文庫（一号）

貸出文庫と巡回文庫は厳密には異なるとも言われるが<sup>81)</sup>[p.2]、ここでは両者を区別せず検討する。貸出文庫は、図書館令施行以前より巡回文庫として多くの道府県が実施していた。中央図書館制度創設前の「1933年調査」では31府県中25県が巡回文庫を実施しており、もともと活発であった<sup>36)</sup>。

「1937年調査」によると調査対象となった33道府県のうち、広島県、香川県、愛媛県を除く30道府県が実施している<sup>34)</sup>[p.34]。今回の「県図書館史・機関紙調査」でも37道府県(88.1%)が実施している(第2表)。なお、非実施図書館のうち広島県、熊本県、沖縄県は『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』<sup>82)</sup>に回答していることから実際には実施していたと考えられる。

活動状況を確認してみると、各道府県の平均はそれぞれ、貸出文庫用蔵書冊数9,244冊、回付先

数 142 館所、閲覧人員（前年度延べ人員）107,380 人、1 日閲覧人員 796 人である。変動係数（標準偏差と平均値の比）が蔵書冊数で 0.7 であるのに対し、閲覧人員、1 日平均閲覧人員は 1.9, 2.8 であり、蔵書冊数に比しその利用は道府県によりばらつきが見られる。「1933 年調査」では、貸出文庫用蔵書冊数、回付先数がそれぞれ 8,074 冊、112 館所であったため「1937 年調査」では 2 割程度増えていることになるが顕著とは言えない。

具体的な事業は、規則の制定、対象区域の設定、配本施設（町村図書館・学校・青年団等）の確定、配本図書の選定、送付、定期的な交替・巡回、といった手順で実施された。書箱などと呼ばれる箱には 30 冊から 100 冊を収めていたようである。

## 2. 図書館に関する研究会等の開催（二号・五号）

竹内恵は 1933 年から 1943 年までに中央図書館が主催した講習会の回数を少なくとも 87 回と述べている<sup>83)</sup>。「1937 年調査」では、講習会は 15 県で実施されており、長野県と徳島県がそれぞれ 13 回、17 回と多い<sup>34)</sup> [p. 3]。中央図書館単独または県図書館協会等と共に講習会、研究会を開催しているものは 14 県あった<sup>34)</sup> [p. 34-50]。それらの多くが年 1 回から数回、期間は数日間である。内容は多岐にわたり、郷土資料収集、児童図書選択、町村図書館経営などが見られる。また、館界の著名な人物（加藤宗厚氏、乙部泉三郎氏、伊藤新一氏など）を招き講演を聞くものなどである。今回の「県図書館史・機関紙調査」では 32 道府県（76.2%）と高い実施率だった。

## 3. 機関紙の発行（四号）

機関紙について述べる。ここでは要覧、年報など刊行頻度が 1 年以上のものは除いている。「執務参考資料」<sup>35)</sup> [p. 109-112] では、戦時体制により機関紙の刊行が影響を受けているかを調査している。そこでは、23 館が何らかの形で刊行を継続しており、4 館が刊行廃止または不能、3 館がその他となっている。ここから多くの中央図書

館が刊行していたことが窺える。「1937 年調査」では、刊行と報告しているのは 7 館である。今回の「県図書館史・機関紙調査」では 32 道府県（76.2%）が刊行している。

機関紙には、図書館業務の広報、良書・新着図書の紹介、利用状況、講演の記録、随筆などが載せられていた<sup>68)</sup> [p. 13] <sup>69)</sup> [p. 43]。山口県では「米国図書館管見」等の啓蒙的な記事を掲載している<sup>84)</sup> [p. 32]。また、全国図書館大会や中央図書館長会議に関わる記事も掲載されている（富山县<sup>21)</sup> [p. 293]）。

機関紙の中には頻繁にタイトルが変わっているものがある。これは物資統制が厳しいため類似刊行物を整理していったことと関係している。それらを含めて機関紙の多くが刊行停止に至っている。

## 4. 図書及び図書館用品の共同購入の斡旋（六号）

「1933 年調査」では、県立図書館 7 館、県図書館協会 2 団体で実施している。「1937 年調査」によると、山形県、石川県、鳥取県で図書、図書館用品について管内図書館への斡旋を行っている<sup>34)</sup> [p. 35-50]。県図書館史では長野県が図書分類簿用紙の斡旋を行ったことが書かれている<sup>50)</sup> [p. 46]<sup>85)</sup>。今回の「県図書館史・機関紙調査」では 4 道府県（9.5%）の実施を確認できた。以上から、中央図書館制度発足後、低調な実施状況はあまり変化がなかったと考えられる。

## 5. 奨励金の交付（八号）

1937 年の施行細則調査によると奨励金交付を細則で定めたのは 12 県である<sup>72)</sup>。「執務参考資料」に挙げられた県を含めると 19 県<sup>35)</sup> [p. 65-76] になる。交付条件は図書館設置や一定額の図書費支出としているところが多い。「1933 年調査」で補助を含めて奨励金を支出していたのは 15 県であり、多少、増加しているが顕著とはいえない。

### C. 管内図書館の事務の視察

ここでは中央図書館長による管内図書館の事務視察について述べる。視察の実施の詳細は「執務参考資料」に掲載されていない。「1937年調査」では、石川県、高知県の報告がある<sup>34)</sup>[p. 35-50]。高知県では年間31回である。また、岡山県では“昭和十二年三月には、管内未視察の比較的不振状態にある三十余館を視察した”とある<sup>86)</sup>[p. 5]。

今回の「県図書館史・機関紙調査」では19道府県(45.2%)と50%を下回った。調査のうち、県図書館史には記録があまり残っていないかった。一方、県機関紙の中には図書館の日々の活動欄に視察記録を掲載しているところも見られたため、実際には日常的に行われていた可能性もある。また、それらの記事では図書館長以外が視察に行くことも多くみられた。

視察の際の調査項目は、「執務参考資料」<sup>35)</sup>[p. 44-56]によると施行規則第一条の項目、細則・施設要項で定めている数値基準などが中心である。その他、中央図書館に対する要望、図書館の経営方針などである。

視察による思想善導については県立長野図書館の乙部の事例を先述したが、「執務参考資料」では富山県の「町村図書館調査要項」に“時局に対応する図書館の積極的方策”といった項目が見られる以外、関連する記述はほとんど見られない。機関紙(千葉県<sup>87)</sup>、静岡県<sup>88)</sup>では、利用者の様子、コレクション、予算などが掲載されている。これらの文献からは、監督というより実務的指導、情報交換の側面が強かつたことが窺える。

視察結果の取り扱いについて、地方長官に報告するために所定の様式を定めたのは新潟県と福岡県である<sup>35)</sup>[p. 56]。それ以外は口頭による報告である。秋田県、千葉県、和歌山県等は重要なものを図書館数に掲載している。

### D. 文化統制・思想善導に関わる事務の実施状況

#### 1. 檢閲

県図書館史には、中央図書館が自ら検閲に類した活動を直接実施した記録は見られなかった。しかし、中央図書館がこうした思想統制と無関係であ

ったわけではない。中央図書館制度以前であるが、1932年に高知県で開催された県内図書館協議会で、坂間練治知事は次のような訓示をのべている。

近時国民中騒激ナル所説ニ惑ハサレ偏倚ノ思想ヲ懷クモノガ少クナイノデアリマス。是等ハ複雑ナル社会的事情ニ由ルコト勿論デアリマスケレドモ一面ニ於テ俗惡不良ノ図書ノ影響ニヨルコトモ亦少クナイノデアリマス、各位ハ宜シク想ヲ此所ニ致シ図書ノ選択ニ当リテハ特ニ細心ノ注意ヲ払ヒ、最モ嚴選サレタル良書ノ普及ニ努メラレンコトヲ望ミマス<sup>89)</sup> [p. 19]

同じく高知県であるが、中央図書館が検閲の対象となっている事例が見られた<sup>89)</sup>[p. 20]。また、丸亀市図書館に対する県からの奨励金と関係して議員による選書への介入も見られる<sup>90)</sup>[p. 215]。検閲の処分対象資料の事務取り扱いについては大阪府が詳しい<sup>91)</sup>[p. 158-159]。このように、直接的・積極的でないにしろ、指導及び対象資料の撤去という形で一定の関与をしていたと考えられる。

こうした活動の背景として、日本で知的自由の問題を考える制度基盤がなかったことには留意が必要であろう<sup>29)92)</sup>。アメリカにおいて「図書館の権利宣言」(Library Bill of Rights)が採択されたのは1939年であった。当時の図書館関係者は知的自由の問題への認識を持つことが難しかつたと考えられる。

#### 2. 文部省推薦図書

文部省推薦図書はリスト化され、県内関係機関に配布された。媒体としては、目録・リスト(北海道<sup>75)</sup>[p. 188]、岐阜県<sup>93)</sup>[p. 15]、鳥取県<sup>94)</sup>[p. 4])、機関紙(富山県<sup>21)</sup>[p. 293])などである。県図書館史ではあまり記録は残っていないが、機関紙を用いて簡易に実施できる事業であったために記録に残っていないとも考えられる。今回の「県図書館史・機関紙調査」では50%を上回って

いた（22 道府県 52.4%）。

### 3. 国民精神総動員文庫

「県図書館史・機関紙調査」から 29 道府県（69.0%）で実施されていた。実施状況は『道府県国民精神総動員実施状況』<sup>95)</sup>に詳しいが、多くの中央図書館が貸出文庫を始めとした活動を実施している。

「県図書館史・機関紙調査」では、文部省から複数回にわたり奨励金が出されている県が見られる。例えば、鳥取県は時局文庫充実費等の名目で 1938 年、1939 年、1940 年にそれぞれ 350 円から 500 円の交付を受けている<sup>96)</sup>。また、県によつては、自ら市町村立図書館に奨励金を支出している。選書には文部省社会教育局選定の『国民精神総動員文庫図書目録』などが用いられた<sup>91)</sup> [p. 149]。それらは貸出文庫と同様の仕組みで地域に配本された。

### 4. 読書指導

読書指導では、中央図書館または道府県が模範的な読書会を指定し、中央図書館が読書会に貸出文庫（場合によつては特別の文庫を用意<sup>84)</sup> [p. 41]）として貸出すことが多かった<sup>68)</sup> [p. 11-12]。指導も行われたが、その際は読書指導者を集めて養成講座を開催<sup>93)</sup> [p. 15] <sup>97)</sup> [p. 27] したり、指導書を刊行する等であった<sup>84)</sup> [p. 41]。この時期に実施された読書会は中央図書館が単独で行うもの以外に県、大政翼賛会支部なども関わった<sup>21)</sup> [p. 182]。「県図書館史・機関紙調査」では 29 道府県、67.4% が実施していた。

### E. 非指定県の取り組み

中央図書館制度に関わる活動は中央図書館が指定されなかった県でも実施された。神奈川県は中央図書館が指定されなかつたが、実際には県図書館協会によって同様の事業が実施された<sup>98)</sup> [p. 164]。島根県も中央図書館が指定されなかつたが、県図書館協会により巡回文庫や講習が取り組まれた<sup>71)</sup>。

## VI. 考察

ここでは、分析の視点（III. A）で設定した枠組みに沿つて、調査結果を考察する。

### A. 制度的構造について

課題 1：中央図書館制度に関わる規定とその実施体制はどのようなものか（制度的構造）。

基本的に図書館の事務は委任事務であった。図書館員が積極的に国家の介入を提起した理由も、事務の性質に沿つてその実効性を確保する動きと捉えられる。

中央図書館制度に関わる規程は、改正図書館令から始まり図書館令施行細則や通牒に至るまで一連の規程が設けられた。しかし、図書館長の視察すべき事項の規程が見られなかつたように実施を確保するのに必要な規程が必ずしも十分整備されなかつたこと、財政的な支援が限定期だったこと、など制度設計は不十分だった。前者に関しては、実施の際の標準化の規定が不十分だったことに加えて、強い規律を持つ規定が限定期であった。特に、中央図書館制度の根幹に関わる指定を任意としたこと、道府県立図書館以外を指定できるようにしたことはその象徴である。結果として、1945 年まで中央図書館が指定されない県、県立図書館が設置されない県が存在することとなつた。このことは、施行細則の制定、七条各号の事業の実施にも影響を与えた。義務付け、基準による縛りの程度は法律学や行政学では規律密度と呼ばれるが、その低さから中央図書館制度の基盤は脆弱だったといえる。このことが、その後の図書館関係者の制度改革を求める声を生んだと考えられる。

規律密度が低くとも道府県が積極的に整備を進めることは考えられる。しかし、中央図書館の経営リソースは限定され、国の財政誘導も少額だった。このため全体としてみると実施が不十分なものにならざるを得なかつた

一方で、中央図書館制度創設とともに、政策共同体が構築され一定のコミュニケーションが可能となつた。この場合のコミュニケーションは全体

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

として上から下への方向性を持ち二層あった。第一層は中央図書館と文部省・帝国図書館との間であり、そこでは「指示事項」が示され、文部省による権力的介入を可能とした。第二層は中央図書館と管内図書館との間であり、これにより、第一層のアジェンダと指示が第二層まで届くようになった。第二層では、県図書館協会、県内図書館長会議、機関紙が情報伝達の上で重要な役割を果たした。これは、文部省が図書館に関わる事務について、地方長官を経由せず、直接、市町村と結びつこうとしたことが背景にあった。中央図書館は第一層と第二層の結節点に位置し、両者を結びつける上で重要な役割を果たした。

### B. 実施状況について

課題2：中央図書館制度はどの程度、実施されたのか（実施状況）。

全体としてみると、管内図書館の設置認可への関与、貸出文庫、図書館経営に関する指導・研究会、機関紙発行などは比較的よく行われていた。しかし、常設の教習施設附設や図書及び図書館用品の共同購入斡旋の実施は低調だった。

中央図書館制度の規律密度の低さから、その基盤が脆弱だったことは先に述べたが、このことは実施の局面に影響を与えた。すなわち、中央図書館制度創設前後で、それら実施の程度は大きく変化していなかった。このように、制度創設のインパクトは限定的だった。

中央図書館の管内図書館への姿勢については、監督的ではなく支援的であった。中央図書館の中には少ない経営リソースの中、細則と異なる標準を設定して図書館認可を促したり、実地指導を熱心に行った。また、少数の道府県立図書館の中にはテキストを刊行したり、奨励金を支出していた。これらは、図書館の整備が全体に不十分であったことと規律密度の低さが関係している。意欲があれば、中央図書館は一定の自立性をもって活動することができた。

中央図書館が存在しなくともほとんどの事業を実施していた神奈川県の事例は興味深い。このことは、逆に言えば第七条各号の規定を実施するに

は中央図書館は必ずしも必須ではないことを示唆している。県図書館当局や県図書館協会など地域の図書館関係者の協働で代替可能でもあったといえる。

### C. 文化統制・思想善導への関与について

課題3：中央図書館制度は文化統制・思想善導にどのように関与したのか。

このことを考えるとき、先述したように図書館の事務が委任事務だったことに留意が必要である。つまり国家機関である図書館に関わる職員は国に対抗するという契機が生じにくかった可能性がある。同時に図書館界において、知的自由に関わる実践が不足していたことにも留意が必要である。さらに大日本帝国憲法のもと、知的自由実践の基盤もなかった。

思想統制との関係では、長野県の事例のような視察による「検閲」に類する活動は記録としては見られなかった。また、視察結果の報告の多くが口頭であったことを踏まえると、視察が何らかの処分と結びつくようなものではなかったとの推測も働く。しかしこの点は分からことが多い。特に中央図書館長による視察が、個別図書館に対する自己検閲や萎縮をもたらしたことは考えられる。また戦後の文献に記録が残らなかったのは検閲への関与が負の歴史として認識されたためとも考えられる。

思想善導については、一定の活動が中央図書館を通じて行われた。このことの背景には、社会教育局が思想善導の国家的中心機関になったこと、全国の市町村立図書館まで文部省の施策を伝えるコミュニケーションチャネルが構築されたこと、第七条一項八号が中央図書館に大きな裁量を与えたこと、思想善導に関わる事業に対して奨励金が支出されたこと、図書館界が積極的に活動にコミットしたこと、知的自由の基盤が不十分だったこと、など各種要因を挙げることができる。

## VII. おわりに

本研究で分かったことは以下のとおりである。中央図書館制度の中核である法令は一応の形式が

整えられた。しかし、制度の分析から規程の規律密度は低かった。同時に国からの財政誘導は限定的であり、現場の経営リソースは貧弱だった。一方で中央図書館制度が予定した事業はそれまでの道府県立図書館の活動を上書きしたもののが多かった。

実施状況の分析から、中央図書館制度創設後、図書館令施行規則第七条を含む各種事項は多少、実施が進んだがそのインパクトは限定的だった。そして義務付けの弱さ等から、実施状況にはばらつきが見られた。

一方、思想善導に関する事項については異なる側面がある。もともと図書館の事務は委任事務であったことや、VI章C節の最後で述べた要因から、条件がそろえば文部省の意向を強く反映できる下地が作られていた。特に、文部省は地方長官を経由しない新たな政策共同体を生み出し、思想善導に関わる事業を指示として図書館関係者に伝えることが可能であり財政誘導も一定程度行った。こうしたことから、思想善導に関する事項は一定程度実施された。

本稿の課題は三点ある。まず、本研究では事業の実施の有無は調べているが、それらの実施状況の程度や事業の質については限定的にしか調べられていない。例えば機関紙の刊行の有無は調べているが、その刊行頻度や、記事内容等は調べられていない。

つぎに、上のことも関係するが、本研究は中央図書館を中心とした制度構造と実施状況を検討したが、市町村立図書館における中央図書館制度の受容は明らかにできていない。先行研究がいくつかあるが、個々の図書館が中央図書館創設によってどのように変容したか（あるいはしなかつたか）を、さらに実証的に明らかにすることも必要であろう。

最後に「県図書館史・機関紙調査」は完全な調査とは言いがたい。特に、図書館令施行規則第七条一項の三号、七号など調査しきれなかったものがあった。今後の課題としたい。

## 注・引用文献

- 1) 裏田武夫、小川剛. 図書館法成立史資料. 日本国書館協会, 1968, 473p.
- 2) 1950年代の図書館法改正論議における中央図書館制度への批判は以下の文献に詳しい。図書館法改正問題資料集—図書館令・公立図書館職員令—図書館法・地方教育行制の組織及び運営に関する法律(抄)—図書館法改正草案—図書館法改正草案についての意見集. 図書館評論. 1971, no. 10, p. 29-59.
- 3) 文部省開催全国図書館長会議. 図書館雑誌. 1926, no. 84, p. 26-27.
- 4) 帝国図書館主催全国道府県立図書館長会議. 図書館雑誌. 1931, vol. 25, no. 11, p. 419-421.
- 5) 中央図書館長協会第一回協議会. 図書館雑誌. 1932, vol. 26, no. 7, p. 194-195.
- 6) 松尾長造. 改正図書館法規の重点. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 271-274, 277.
- 7) 今井貫一. 中央図書館制の確立: 道府県立図書館の奮起を要す. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 278-280.
- 8) 貞松修蔵. 改正図書館令の公布に際して. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 281-283.
- 9) 関屋龍吉. 図書館令の改正と今後の図書館運動. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 269-270.
- 10) 松本喜一. 図書館令の改正. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 275-277.
- 11) 宮坂広作. 近代日本社会教育政策史. 国土社, 1966, 398p.
- 12) 第二十九回全国図書館大会記事. 図書館雑誌. 1935, vol. 29, no. 12, p. 420-451.
- 13) 小野則秋. 國統制論: 教育国策ノ原理ト國統制. 國研究. 1936, vol. 9, no. 2, p. 157-179.
- 14) 第三十二回全国図書館大会会議録. 図書館雑誌. 1938, vol. 32, no. 7, p. 181-223.
- 15) 毛利宮彦. 精神高揚と図書館(一). 図書館雑誌. 1939, vol. 33, no. 2, p. 25-29.
- 16) 中田邦造. 図書館法規改正の枢要点. 図書館雑誌. 1940, vol. 34, no. 8, p. 293-304.
- 17) 長田富作. 公立図書館関係法規ノ研究〔要綱〕. 國研究. 1940, vol. 13, no. 3, p. 203-216.
- 18) 中田邦造. 図書館法改正を目指して. 図書館雑誌. 1943, vol. 37, no. 8, p. 528-534.
- 19) 図書館時事. 図書館雑誌. 1943, vol. 37, no. 8, p. 549-552.
- 20) 例えば、以下の文献が挙げられる。永末十四雄. 日本公共図書館の形成. 日本国書館協会, 1984, 352p. 小川徹、奥泉和久、小黒浩司. そのルーツから戦後にかけて: 公共図書館サービス・運動の歴史. 日本国書館協会, 2006, 266p. 岩猿敏生.

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

- 日本図書館史概説. 日外アソシエーツ, 2007, 248p.
- 21) 日本国書館協会. 近代日本図書館の歩み 地方篇: 日本国書館協会創立百年記念. 日本国書館協会, 1992, 871p.
  - 22) 奥泉和久. 戦時下の図書館: 戦争関係資料を求めて. 図書館雑誌. 1996, vol. 90, no. 8, p. 543-546.
  - 23) 西崎恵. 図書館法 (新装版). 日本国書館協会, 1991, 202p.
  - 24) 清水正三. 戦争と図書館: 昭和史の発掘. 白石書店, 1977, 244p.
  - 25) 他にも清水による同様の文献がある。清水正三. 中央図書館制度とはなにか?: その系譜と疑問点. 図書館雑誌. 1969, vol. 63, no. 12, p. 26-28.
  - 26) 是枝英子. 十五年戦争と図書館員一中田邦造と中央図書館制度・読書会活動をめぐって. みんなの図書館. 1986, no. 111, p. 36-43.
  - 27) 住谷雄幸. 中央図書館制度のねらいは何か: 昭和7・8年の図書館界と図書館令の改正. 図書館評論. 1970, no. 9, p. 8-11.
  - 28) 図間研富山支部. 県立図書館の機能と中央図書館制度. 図書館評論. 1971, no. 10, p. 12-19.
  - 29) 馬場俊明. 「自由宣言」と図書館活動. 青弓社, 1993, 186p.
  - 30) 小黒浩司. 「優良図書館」の誕生: 長野県下伊那郡千代村立千代図書館の歴史. 図書館界. 2004, vol. 55, no. 5, p. 234-245.
  - 31) 奥泉和久. 戦前の図書館における「読書指導」の導入について: 1935～1940年. 図書館界. 1992, vol. 44, no. 1, p. 2-16.
  - 32) 鈴木宏宗. 中央図書館長協会とその周辺. 日本国書館文化史研究会 2015年度研究集会・会員総会予稿集. 2015, p. 23-27.
  - 33) 前川恒雄. われらの図書館. 筑摩書房, 1987, 246p.
  - 34) 文部省社会教育局編. 中央図書館ニ関スル調査. 昭和12年4月1日現在. 文部省社会教育局, 1938, 50p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1114586>, (accessed 2018-10-27).
  - 35) 帝国図書館編. 中央図書館執務参考資料. 帝国図書館, 1943, 115p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122628>, (accessed 2018-10-27).
  - 36) 府県に於ける地方図書館指導事業概況. 図書館雑誌. 1933, vol. 27, no. 10, p. 289-290.
  - 37) 県図書館史は道府県立図書館史を中心に調査をした。他に、中央図書館に指定された市立図書館史、県図書館協会史も調査した。県立図書館および県図書館協会刊行のものに加え一部個人刊行の著作も調査した。
  - 38) 永末十四雄. 日本における地方図書館史研究の動向と課題. 図書館史研究. 1986, no. 3, p. 1-8.
  - 39) 長尾宗典. 近年の図書館史 (単館史) 編纂の傾向. カレントアウェアネス. 2015, no. 325, p. 11-14. <http://current.ndl.go.jp/ca1856>, (accessed 2018-10-27).
  - 40) 山崎犀二. 日本教育行政法. 目黒書店, 1937, 376p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1441707>, (accessed 2018-10-27).
  - 41) 高田休広, 小笠原豊光. 教育行政. 常磐書房, 1934, 316p. (自治行政叢書, 第14巻) <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2388193>, (accessed 2018-10-27).
  - 42) 委任事務であるが、自治体事務としての側面のあることを指摘する文献もある。菊池慎三. 都市行政と地方自治 (訂補). 崇文堂, 1938, p. 126-127. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1463244>, (accessed 2018-10-27).
  - 43) 愛媛県町村図書館設置経営要項. 愛媛県立図書館, 1941, 24p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122654>, (accessed 2018-10-27).
  - 44) 第3表中. 1944年の会議名は「道府県中央図書館長並図書館事務担当官会議」である。
  - 45) 第二回中央図書館長会議. 図書館雑誌. 1937, vol. 31, no. 1, p. 27-32.
  - 46) 市川喜崇. 日本の中央—地方関係: 現代型集権体制の起源と福祉国家. 法律文化社, 2012, 264p.
  - 47) 文部省. 図書館令及其ノ解釈 (図書館令)・図書館令改正 (1933年4月21日). 国立公文書館所蔵, 1933. <https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000714540.html>, (accessed 2018-07-06)
  - 48) 海江田喜次郎. 図書館の新使命と福岡県々令の要旨. 図書館雑誌. 1934, vol. 28, no. 3, p. 67-70.
  - 49) 三宅千代二. 愛媛県圖令施行細則発令過程. 圖研究. 1940, vol. 13, no. 1, p. 65-68.
  - 50) 長野図書館 (長野県立). 県立長野図書館三十年史. 県立長野図書館, 1959, 592p.
  - 51) 文部省. 図書館令及び公立図書館職員令改正に関する文部省通牒. 図書館雑誌. 1934, vol. 28, no. 6, p. 151-152.
  - 52) 乙部泉三郎. 長野県の図書館に就て. 図書館雑誌. 1934, vol. 28, no. 8, p. 244-248.
  - 53) 大滝則忠. 戦前期出版警察法制下の図書館: その閲覧禁止本についての歴史的素描. 参考書誌研究. 1971, no. 2, p. 39-53. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050851>, (accessed 2018-10-27).
  - 54) 例えば馬場俊明, 大滝則忠の文献で整理されている。馬場俊明. 「自由宣言」と図書館活動. 青弓社, 1993, p. 32-34. 大滝則忠. “図書館と読む自由: 近代日本の出版警察体制との関連を中心”. 知る自由の保障と図書館. 塩見昇, 川崎良孝編著. 京都大学図書館情報学研究会発行, 2006, p. 165-242.
  - 55) 乙部泉三郎. 発禁物と公共図書館. 図書館雑誌.

- 1934, vol. 28, no. 4, p. 105–107.
- 56) 1933年5月の全国図書館大会では富山市立図書館長、菊盛永造氏が発売禁止図書速報を図書館に速やかに通知するよう提案し原案が可決されている。第二十七回全国図書館大会記事、図書館雑誌、1933, vol. 27, no. 7, p. 157–186.
- 57) 井本農一、文部省図書推薦制度問答、社会教育、1939, vol. 10, no. 6, p. 12–15.
- 58) 国民精神総動員に関する通牒、図書館雑誌、1937, vol. 31, no. 10, p. 303–305.
- 59) 図書館時事、図書館雑誌、1939, vol. 33, no. 3, p. 70–73.
- 60) 図書館時事、図書館雑誌、1942, vol. 36, no. 6, p. 456–464.
- 61) 有山崧、金沢市に於ける文部省主催「読書会指導に関する[る]研究協議会」、図書館雑誌、1942, vol. 36, no. 11, p. 794–798.
- 62) 文部省社会教育局編、読書会指導要綱、文部省社会教育局、1942, 64p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122742>, (accessed 2018-10-27).
- 63) 図書館時事、図書館雑誌、1943, vol. 37, no. 4, p. 269–273.
- 64) 奥泉和久、近代日本公共図書館年表：1867～2005、日本図書館協会、2009, 467p.
- 65) 浦和図書館、埼玉県立浦和図書館50年誌、埼玉県立浦和図書館、1972, 162p.
- 66) 富山県図書館協会、富山県図書館運動史と図書館史：富山県図書館協会30周年記念、富山県図書館協会、1961, 114p.
- 67) 同様の事例は滋賀県、神奈川県、群馬県でもあった。滋賀県立図書館、滋賀県立図書館創立50周年記念誌、滋賀県立図書館、1994, p. 66–67. 神奈川県立図書館、神奈川県立図書館50年の歩み、神奈川県立図書館、2004, p. 3. 群馬県図書館協会、群馬県図書館協会創立50周年記念誌編集委員会、歩み続ける群馬の図書館：図書館協会創立50周年記念誌、群馬県図書館協会：第88回全国図書館大会実行委員会、2002, p. 98.
- 68) 三重県立図書館、三重県立図書館30年史、三重県立図書館、1967, 233p.
- 69) 賀県立図書館、佐賀県立図書館60年のあゆみ、佐賀県立図書館、1973, 326p.
- 70) 山形県図書館協会報、1936, no. 1, 22p.
- 71) 島根県図書館協会編、島根県図書館協会報、島根県図書館協会、1937, 42p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1148513>, (accessed 2018-10-27).
- 72) 各道府県の図書館令施行細則の概要は以下の『図書館雑誌』でまとめられている。府県に於ける図書館令施行細則の概要（一）、図書館雑誌、1937, vol. 31, no. 1, p. 22–25, 36. 府県に於ける図書館令施行細則の概要（二）、図書館雑誌、1937, vol. 31, no. 2, p. 55–58.
- 73) 岡山県立図書館編、本邦の図書館界、第9、岡山県立図書館、1934, 51p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1146438>, (accessed 2018-10-27).
- 74) 千葉県図書館史編纂委員会、千葉県図書館史、千葉県立中央図書館、1968, 516p.
- 75) 北海道立図書館、北海道立図書館40年史、北海道立図書館、1967, 233p.
- 76) 新潟県立図書館、町村図書館の経営方法、新潟県立図書館、1942, 35p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122689>, (accessed 2018-10-27).
- 77) 乙部泉三郎、農村図書館経営の手引、大正堂書店、1934, 70p.
- 78) 福岡県中央図書館、町村其他小図書館管理経営綱要、1936, 80p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1114596>, (accessed 2018-10-27).
- 79) 宮城県図書館編、現行図書館関係法規、宮城県図書館、1939, 151p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1113486>, (accessed 2018-10-27).
- 80) 福岡県立図書館、福岡県立図書館福岡県中央図書館概要、福岡県立図書館、1935, 27p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1149411>, (accessed 2018-10-27).
- 81) 宮城県中央図書館月報、1938, vol. 6, no. 9, 10p.
- 82) 中央図書館長協会、道府県中央図書館貸出文庫ニ閣スル調査概要、中央図書館長協会、1942, 146p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122658>, (accessed 2018-10-27).
- 83) 竹内惣、“わが国の図書館学教育1892–1955”、図書館学の教育、日外アソシエーツ、1983, p. 5–40. (論集・図書館学研究の歩み、3).
- 84) 山口県図書館協会創立百年記念誌編集委員会、山口県図書館協会、山口県図書館協会創立100年記念誌、山口県図書館協会、2009, 91p.
- 85) その後長野県図書館協会に引き継がれる。
- 86) 岡山県中央図書館編、本県の図書館界、第12、岡山県中央図書館、1939, 37p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1116978>, (accessed 2018-10-27).
- 87) 県下図書館視察記（上）、千葉文化、1940, vol. 2, no. 4, p. 24–25.
- 88) 湯本壽二、遠州地方図書館視察記、葵文庫ト其事業、1938, no. 148, p. 3–4.
- 89) 高知県立図書館、高知県立図書館100年の歩み、高知県立図書館、1981, 190p.
- 90) 熊野勝祥、香川県図書館史、香川県図書館学会、1994, 578p.
- 91) 『中之島百年一大阪府立図書館のあゆみ』編集委員会、中之島百年：大阪府立図書館のあゆみ、大阪府立中之島図書館百周年記念事業実行委員会、2004, 385, 90p.
- 92) 石井敦、戦前における図書館の自由の問題、現代の図書館、1975, vol. 13, no. 4, p. 163–168.
- 93) 岐阜県図書館、岐阜県図書館「岐阜県立図書館

## 日本における中央図書館制度の制度的構造と実施

- 史」編集委員会. 岐阜県立図書館史：創立前史より平成7年新館開館まで. 岐阜県図書館, 1996, 237p.
- 94) 鳥取図書館. 鳥取県立鳥取図書館50年誌. 鳥取県立鳥取図書館, 1981, 233p.
- 95) 文部省編. 道府県国民精神総動員実施状況. 自昭和12年9月至13年9月. 文部省, 1939, 1002p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1686900>, (accessed 2018-10-27).
- 96) 鳥取県立鳥取図書館編. 鳥取県立鳥取図書館年報. 第3回(昭和15年度). 鳥取県立鳥取図書館, 1941, 27p. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1115608>, (accessed 2018-10-27).
- 97) 石川県立図書館. 石川県立図書館七十年のあゆみ. 石川県立図書館, 1983, 154p.
- 98) 神奈川県図書館協会. 神奈川県図書館史. 神奈川県立図書館, 1966, 472p.

## 要　旨

**【目的】**1933年に改正された図書館令により中央図書館制度（1933年から1950年）が創設された。戦後、中央図書館制度は主に図書館における思想善導を主導したとして批判された。しかし、その制度の詳細や事業の実施状況は十分明らかにされていない。そこで、本研究では①中央図書館制度に関わる規程とその実施体制、②中央図書館制度の実施状況、③文化統制・思想善導との関わり、について明らかにする。

**【方法】**中央図書館制度に関わる法令と実施体制、および中央図書館に関わる事業の実施状況を文献調査によって明らかにした。用いた文献は、戦前の文部省、中央図書館長協会による調査、中央図書館の機関紙および戦後の県立図書館史などである。

**【結果】**①については、公立図書館が委任事務とされていたこと、一連の法令が規定されたが規律密度は低かったこと、地方長官を経由しない行政体制が構築されていたこと、財政誘導が不十分だったこと、が明らかになった。②については、貸出文庫、機関紙発行等、実施すべき事項のいくつかは比較的よく実施されていたことが分かった。しかし、改正図書館令で規定された事項の多くは、それ以前より県立図書館の多くが実施していたものであり、中央図書館制度創設の影響は限定的であることも分かった。③については、まず中央図書館は検閲について間接的・受動的ではあったが一定の関与をしていたと考えられる。思想善導に関わる施策にも一定の関与をしていた。この背景には、文部省の施策展開に適した体制が構築されていたこと、財政支援として奨励金が支出されたことなどが関係していた。